

農用地利用集積等促進計画(賃借権又は使用貸借による権利の設定関係)(令和6年3月29日公告分)

市町名(守山市)

番号	権利の設定を受ける者		権利の設定をする土地					設定する権利							
	氏名又は名称	住所	所在				現況地目	面積 m ²	権利の種類	内容	始期 年.月.日	終期 年.月.日	存続期間	借賃 (/10a)	借賃の支払の方法
			市町	大字	字	地番									
1	山本 麻紀代	滋賀県守山市	守山市	赤野井町	向橋	1855	田	1,047	賃借権	水田	R6.4.1	R16.12.31	10年9ヶ月	10,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
2	山本 麻紀代	滋賀県守山市	守山市	赤野井町	月田	1836	田	1,318	賃借権	水田	R6.4.1	R16.12.31	10年9ヶ月	10,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
3	山本 麻紀代	滋賀県守山市	守山市	赤野井町	佃	1832	田	2,825	賃借権	水田	R6.4.1	R16.12.31	10年9ヶ月	10,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
4	山本 麻紀代	滋賀県守山市	守山市	赤野井町	三反田	1786	田	859	賃借権	水田	R6.4.1	R16.12.31	10年9ヶ月	10,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
5	山本 麻紀代	滋賀県守山市	守山市	赤野井町	九ノ坪	2087	田	1,698	賃借権	水田	R6.4.1	R16.12.31	10年9ヶ月	10,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
6	山本 麻紀代	滋賀県守山市	守山市	赤野井町	芦刈	2275-1	田	3,626	賃借権	水田	R6.4.1	R16.12.31	10年9ヶ月	10,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
7	有限会社 岩佐ファーム	滋賀県守山市	守山市	矢島町	浅墓	3258	田	2,318	賃借権	水田	R6.4.1	R16.12.31	10年9ヶ月	10,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
8	有限会社 岩佐ファーム	滋賀県守山市	守山市	矢島町	古合	3470	田	1,939	賃借権	水田	R6.4.1	R16.12.31	10年9ヶ月	10,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
9	有限会社 岩佐ファーム	滋賀県守山市	守山市	矢島町	古合	3471	田	2,982	賃借権	水田	R6.4.1	R15.12.31	9年9ヶ月	10,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
10	有限会社 岩佐ファーム	滋賀県守山市	守山市	矢島町	東白	3531	田	601	賃借権	水田	R6.4.1	R16.12.31	10年9ヶ月	10,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
11	有限会社 岩佐ファーム	滋賀県守山市	守山市	矢島町	屋意	3553	田	1,552	賃借権	水田	R6.4.1	R16.12.31	10年9ヶ月	10,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
12	有限会社 岩佐ファーム	滋賀県守山市	守山市	矢島町	サヌキ	3627-1	田	2,334	賃借権	水田	R6.4.1	R16.12.31	10年9ヶ月	10,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
13	株式会社 アグリサポート おうみ富士	滋賀県守山市	守山市	今市町	南三反田	344-1	田	1,359	賃借権	水田	R6.4.1	R16.12.31	10年9ヶ月	5,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
14	株式会社 アグリサポート おうみ富士	滋賀県守山市	守山市	荒見町	上鱒	25-1	田	1,097	賃借権	水田	R6.4.1	R16.12.31	10年9ヶ月	5,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
15	西出 晴美	滋賀県守山市	守山市	立田町	入出口	4373	畑	1,300	賃借権	特殊畑	R6.4.1	R9.12.31	3年9ヶ月	5,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
16	西田 孝司	滋賀県草津市	守山市	立田町	関屋	4436	畑	1,176	賃借権	特殊畑	R6.4.1	R10.12.31	4年9ヶ月	8,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
17	西田 孝司	滋賀県草津市	守山市	立田町	関屋	4436-1	畑	124	賃借権	特殊畑	R6.4.1	R10.12.31	4年9ヶ月	8,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
18	西田 孝司	滋賀県草津市	守山市	立田町	関屋	4437	畑	1,147	賃借権	特殊畑	R6.4.1	R6.12.31	9ヶ月	8,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
19	西田 孝司	滋賀県草津市	守山市	立田町	関屋	4437-1	畑	153	賃借権	特殊畑	R6.4.1	R6.12.31	9ヶ月	8,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
20	西田 孝司	滋賀県草津市	守山市	立田町	関屋	4438	畑	1,300	賃借権	特殊畑	R6.4.1	R10.12.31	4年9ヶ月	8,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
21	西田 孝司	滋賀県草津市	守山市	立田町	関屋	4439	畑	1,300	賃借権	特殊畑	R6.4.1	R10.12.31	4年9ヶ月	8,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し

※公益財団法人滋賀県農林漁業担い手育成基金は、農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号。以下「法」という。)第18条第7項の規定による公告があった農用地利用集積等促進計画の定めるところにより賃借権の設定等を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するとき、又は農地法(昭和27年法律第229号)第6条の2第2項の規定による通知を受けたときは、知事の承認を受けて、農用地等に係る賃貸借又は使用貸借の解除をすることができる。

- 1 当該農用地等を適正に利用していないと認めるとき
- 2 当該農作業を適正に行っていないと認めるとき
- 3 正当な理由がなくて法第21条第1項の規定による報告をしないとき